

受講者等に係る新型コロナウイルス感染症等発生対応要領

令和2年2月10日制定
令和2年2月13日改正
令和2年2月18日改正
令和2年3月4日改正
令和2年3月31日改正
令和2年5月13日改正
令和2年6月16日改正
令和2年9月4日改正
令和3年6月8日改正
令和4年3月23日改正
令和4年7月26日改正
令和4年9月28日改正

1 目的

全国市町村国際文化研修所（以下、「J I A M」という。）の機能の維持及び受講者及び出講講師の健康確保等のため、新型コロナウイルス感染症等の感染予防の徹底と拡大防止を図る。

2 受講者の入寮時の対応

- (1) エントランス及び通用口に非接触式体温計及びアルコール消毒器を配置し、受講者に体温計測及び手指の消毒を求める。非接触式体温計による計測により発熱が疑われる受講者が確認された場合は、総務局の職員が健康管理室に案内し再度検温する。
- (2) 受付において、受講者全員に、チラシ「新型コロナウイルス感染症等の予防のために」（別紙1）を配布し、注意を促す。
- (3) 入寮オリエンテーションの際に、研修中のマスクの常時着用、毎朝の体温チェック、「3密」（密接・密集・密閉）の回避、手洗い、手指の消毒の励行を呼びかけるとともに、発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常等の症状が確認された場合や感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合には速やかに申し出るよう説明する。
- (4) 発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常等の症状がある受講者（以下「発

熱等の症状がある受講者」という。)については、「3 発熱等の症状がある受講者への対応」により対応する。

3 発熱等の症状がある受講者への対応

発熱等の症状がある受講者については、以下のとおり対応する。

(1) 医療機関への取り次ぎ等

①通常業務時間中（平日 8:30～17:15）の場合

- ア) 発熱等の症状がある受講者が確認された場合、総務局の職員は受講者を自室に移動させる。
- イ) 受講者に対して、チラシ「発熱などの症状がある方へ」（別紙2）を交付し、医療機関への受診方法等について説明し、電話相談のうえ受診するよう勧める。また、必要に応じて、飲料水（災害備蓄品）・体温計を提供・貸与する。
- ウ) 受診可能な医療機関が直ちに見つからない場合は、本人から「受診・相談センター」に相談させ、相談センターの指示等を踏まえて対応する。
- エ) 症状が重篤であるなど緊急性が高い場合、総務局の職員は、救急車を手配する。
- オ) これら ア)～エ) の一連の対応においては、職員は受講者との十分な距離を確保するとともに、健康管理室や自室内に在室中の場合に内線電話を活用するなど、感染予防に十分に注意する。

受診・相談センター（24時間対応）

大津市 受診・相談センター 電話 077-526-5411

FAX 077-525-6161

滋賀県 受診・相談センター 電話 077-528-3621

FAX 077-528-3638

②通常業務時間外（土・日・休日、夜間・早朝）の場合

発熱等の症状がある受講者が確認された場合、管理室の職員は、総務課長に連絡する。

総務課長又は総務課長より指示を受けた職員は必要に応じて出勤し、通常業務時間中と同様の対応を行う。

なお、管理室職員又は対応する職員は、症状が重篤な場合等、状況によっては救急車を手配する。

(2) 自室待機時の対応

医療機関との受診調整や診療時間までの間、或いは、診療から検査結果が判明するまでの間等、一定の時間を要し食事や入浴が必要となる場合には、状況に応じて

居室をJ I A Mが指定する宿泊室（以下「指定宿泊室」という。）に移動させ、当該室内で待機させる。

- 飲食料は、災害備蓄品の活用等により対応する。
- 必要に応じて、パルスオキシメーターを貸与する。

(3) 家族等の迎えによる移動

家族の運転による自家用車での迎えが可能な場合など、上述とは異なる対応が適当と考えられる場合は、個別事情に応じた対応を行う。

4 受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合等の対応

(1) 濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合

受講者の勤務先や家族で感染者が確認されるなど、受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合は、保健所等の指示に従い対応する。

また、保健所等の指示があるまでの間は、自室で待機させる等、対面での研修への参加は見合わせる。

なお、業務の逼迫等により保健所等からの指示に相当の時間を要することが見込まれる場合は、管轄自治体のホームページの情報等を参考に対応する。

(2) (1)により対面での研修への参加を見合わせる場合、オンラインによる研修の聴講などを検討する。

5 受講者が感染者の濃厚接触者に該当することが確認された場合の対応

(1) 受講者が感染者の濃厚接触者に該当することが確認された場合は、保健所等の指示に従い対応する。

また、保健所等の指示があるまでの間、又は、感染の確認のための検査結果が判明するまでの間は、自室で待機させる等、対面での研修への参加は見合わせる。

なお、業務の逼迫等により保健所等からの指示に相当の時間を要することが見込まれる場合は、管轄自治体のホームページの情報等を参考に対応する。

(2) (1)により対面での研修への参加を見合わせる場合、当該受講者の体調も考慮しつつ、オンラインによる研修の聴講などを検討する。

(3) 自室で待機させる場合には、3(2)と同様の対応とする。

6 受講者に感染が確認された場合の措置

3、4及び5の対応等の結果、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医

療機関及び管轄保健所等の指示の内容により次のとおりに対応する。

- (1) 入院又は宿泊療養施設で療養することとなった場合
管轄保健所等の指示に従い対応する。
- (2) 自宅療養することとなった場合
 - 原則として、退寮（帰宅）させる。移動方法については、管轄保健所等の指示に従う。
 - 管轄保健所等の指示により直ちに退寮させることができない場合、居室を指定宿泊室に移動させ、安静を保つよう指導する。自室で待機させる場合には、3(2)と同様に対応することとし、随時検温等の体調管理をさせる。
 - 該当者が新型コロナウイルス感染症患者の発生届の届出対象外である場合は、当該自宅療養場所等に対応する健康フォローアップセンター等につなぐため、必要な登録や相談を行うよう勧める。

7 記録、情報共有、受講者対応等

(1) 記録

3～6に該当する事案を確認した職員は、速やかに総務課長に報告する。また、総務課長から指名のあった職員は、速やかに「新型コロナウイルス感染症関連事案記録」（様式1）により必要事項を記録する。

(2) J I AM内での情報共有等

3～6に該当する事案を確認した場合は、必要に応じて、幹部職員による協議の場を設けて、J I AM内での情報共有等を図る。

なお、当該研修及び同時期に行われている研修の中止、休止、又は再開については、保健所等の指導・助言を踏まえて決定する。

また、随時、財団本部に状況報告する。

(3) 他の受講者への対応

3～6に該当する事案を確認した場合、当該事案に係る受講者が受講している研修及び同時期に行われている他の研修の受講者に対し、次のとおり説明等を行う。

○事案の状況を踏まえて、情報提供の必要な範囲の受講者に対し、随時、情報を提供する。なお、この際当該受講者の個人情報の取扱いには十分留意する。

○基本的な感染予防について一層の徹底を呼びかける。

○体調管理の徹底を図り、気になる症状や不安がある場合には速やかに職員に申し出るよう徹底する。

○必要に応じて、教室等の消毒の状況について説明する。

○6に該当する事案（感染者確認）において、濃厚接触者に該当する他の受講者がいることが判明した場合には、5により対応するとともに、当該濃厚接触者に「健康記録票（様式2）」を配布し、朝・夕の検温を求め、各自記録するよう依頼する。

(4) 受講者所属団体への報告

3～6に該当する事案を確認した場合は、当該事案に係る受講者の所属団体に個別に報告するとともに、必要に応じて、他の受講者の所属団体に一斉メール（当該受講者の所属団体を含む）により状況を報告する。

8 閉講時の対応

全ての研修において、閉講の際に、研修担当者は受講者に対して、「研修最終日の翌日から5日以内の発症または検査により新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、J I AM総務局あて連絡をいただきたい」旨、及び当該連絡があった場合には、「個人情報に留意しつつ、必要な範囲で、J I AMがその旨を他の受講者に連絡し、注意を促す」ことを伝える。

9 J I AMにおける研修の実施及び施設の管理運営の対策

「新型コロナウイルス感染症予防のための対策について」（別紙3）を参照。

10 出講講師への対応

出講講師については、研修担当者が窓口となり、2から7に定める受講者への対応等に準じて対応することとする。

11 その他

- (1) 職員は、受講者及び出講講師の健康情報をはじめ、個人情報の取扱いについて、十分に注意すること。
- (2) 宿泊室の利用については、当分の間、新型コロナウイルス感染症等の対策に備えたものとする。
- (3) 感染が確認された受講者が使用した健康管理室、宿泊室は、適切に消毒を行う。
- (4) 今後、感染力の強い新型のインフルエンザ等の発生により、同様の感染対策を講じる場合は、この要領に準じて対応することとする。

附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月28日から施行する。